

官報

主要目次

Table listing various government orders and regulations with page numbers, including items like '警察予備隊の職員の給與等' and '法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等'.

府令

●総理府令第一号

警察予備隊令施行令(昭和二十五年政令第二百七十一号)第十九條第一項

及び第二十三條の二第三項の規定に基

き、警察予備隊の職員の給與等に関する

総理府令の一部を改正する総理府令

を次のように定める。

昭和二十七年一月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

警察予備隊の職員の給與等に関する

総理府令の一部を改正する

警察予備隊の職員の給與等に関する

総理府令(昭和二十五年総理府令第四

十八号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

(警察官の扶養手当等の支給)

第五條 第一條から第三條までの規定

(扶養手当については、第三條の規定

を除く)は、これらの規定中「俸給」

とあるのを「扶養手当」又は「営外給」

と読み替えて警察官の扶養手当又は

営外給について準用する。

第五條の次に次の一條を加える。

(食費の控除)

第五條の二 営舎外に居住することを

許可された一等警察士補以上の警察

官が食事を給與された場合において

俸給から控除する金額は、一食につ

き三十円とする。

2 警察官に俸給を支給する機関は、

毎月俸給を支給する際、その者の俸

給から営舎内に居住する二等警察士

以上の警察官については日額六十五

円を、営舎外に居住することを許可

された一等警察士補以上の警察官に

ついては前項の規定による金額を控

除して、その金額をその者に代り固

に拂い込むものとする。

3 施行令第二十三條の二第三項但書

の規定による場合は、次のとおりと

する。

一 宿営を必要とする部隊演習の場

合

二 食事の給與を伴う部隊移動の場

合

三 公務旅行中旅行先の部隊におい

て宿泊し又は食事を給與された場

合

四 療養のため病院その他の医療施

設において入院加療中の場合

第六條第一項中「食事手当、宿舎手

当、」を「営外給、」に改める。

附則

この府令は、公布の日から施行し、

昭和二十六年十月一日から適用する。

●法務府令第一号

法務局及び地方法務局の支局及び出

張所設置規則等の一部を次のように改

正する。

昭和二十七年一月十日

法務総裁 木村篤太郎

第一條 法務局及び地方法務局の支局

及び出張所設置規則(昭和二十四年

法務府令第十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表福岡法務局の部小倉支局の款

折尾出張所の項中「芦屋出張所の管

轄に属する地域を除く」及び同支局

の款芦屋出張所の項中「遠賀村大字

鬼津、広渡、老良、尾崎、島津水巻

町大字猪熊」を削る。

第二條 登記事務委任規則(昭和二十

四年法務府令第十三号)の一部を次

のように改正する。

第二十八條第十項を削り、第十一

項を第十項とし、以下順次一項ずつ

繰り上げる。」

附則

この府令は、昭和二十七年一月二十

日から施行する。

毒日文庫 明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

第一号様式(用紙の大きさは日本標準規格B6とする。)

第一表 運輸大臣あて

自動車運送事業概要報告書(旅客)

年 月 日現在 (都道府県)事業者名

〇〇運送事業

Table with multiple sections: 事業者名及び代表者名, 住 所, 設立年月日, 運輸開始年月日, 資本金又は出資金, 決算期, 事業用固定資産総額, 営業所名, 路線 (免許キロ, 運行キロ, 休止キロ), 役員数 (職別, 性別), 平均乗車定員 (乗車定員別, 普通旅客車, 被けん引旅客自動車, 普通乗用自動車, 小型乗用自動車, 三輪小型乗用自動車, 二輪小型乗用自動車, 軽乗用自動車).

備考 (1)この表は事業の種類ごとに作成すること。(2)法人の代表者は、その役名を併記すること。(3)資本金及び事業用固定資産総額は、三月が決算期でないものにあつては最近年度末現在を記載すること。(4)兼業のある場合で、役員が兼務関係にあるときは、その業務量の多い方に記載し、業務量の少ない方にはかつこ書すること。(5)延乗車定員及び平均乗車定員は下記の方法によること。乗車定員×定員別車両数=延乗車定員 延乗車定員÷車両数計=平均乗車定員(6)摘要欄には他事業の概要その他事項を記載すること。(7)個人及び公共団体たる事業者にあつては、この表に準じて作成すること。

省 令

建設省令第一号

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第百二十六条第一項の規定に基づき、道路運送調査規則を次のように定める。

昭和二十七年一月十日

運輸大臣 村上 義一
建設大臣 野田 卯一

道路運送調査規則

(目的)

第一條 この省令は、道路運送の正確な実態を把握することを目的とする。

(報告書の提出先)

第二條 この省令の規定により運輸大臣に提出すべき報告書は、当該報告書を提出しようとする者の住所の所在地を管轄する都道府県知事(以下第四條まで「都道府県知事」という)を経由して提出しなければならない。

2 運輸大臣が特に報告書の提出方法を指示したときは、前項の規定にかかわらず、その方法により、前項の報告書を提出しなければならない。

3 前項の指示は、書面による通知をもつてするものとする。

4 この省令の規定により運輸大臣及び建設大臣に提出すべき報告書は、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

(報告書の進達)

第三條 都道府県知事は、この省令の規定により運輸大臣に提出すべき報告書を受け付けたときは、当該都道府県の区域を管轄区域とする陸運局長(以下「陸運局長」という)を経由して進達しなければならない。

(報告書の提出)

2 都道府県知事は、この省令の規定により運輸大臣及び建設大臣に提出すべき報告書を受け付けたときは、各別に運輸大臣及び建設大臣に進達しなければならない。この場合において、運輸大臣に進達するものにあつては、前項の規定を適用する。

第四條 この省令の規定により運輸大臣に報告書提出するときは、その書を陸運局長及び都道府県知事に提出しなければならない。運輸大臣及び建設大臣に報告書提出する場合も同様とする。

第五條 自動車運送事業概要報告書(第一号様式)を、四月三十日までに運輸大臣に提出しなければならない。

第六條 自動車運送事業者は、毎事業年度における当該事業につき、自動車運送事業統計報告書(第二号様式)を、当該事業年度経過後二箇月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

第七條 自動車を使用する者(軽自動車又は特殊自動車のみを使用する者を除く)は、毎月十日までに前月に於ける自動車輸送実績につき、自動車輸送実績報告書(第三号様式)を、当該自動車使用の本拠の位置を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第八條 自動車運送事業者は、毎年三月三十一日現在における当該事業につき、自動車運送事業概要報告書(第四号様式)を、四月三十日までに運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

第九條 自動車運送事業者は、毎事業年度における当該事業につき、自動車運送事業統計報告書(第五号様式)を、当該事業年度経過後二箇月以内に運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

第十條 運輸大臣の指定を受けた自動車運送事業者は、毎年四月三十日までに前年四月一日から一年間における当該事業につき、自動車運送事業原価計算報告書(第六号様式)を、運輸大臣に提出しなければならない。

(臨時の報告書)

2 第一條第三項の規定は、前項の指定の場合に適用する。

第十一條 道路運送事業者その他自動車又は軽車両を使用する者は、この

省令に定める報告書の外、当該行政庁から道路運送に関する報告書の提出を求められたときは、すみやかに当該報告書を提出しなければならない。

第十二條 国において経営する自動車運送事業及び自動車運送事業に関する報告書については、第五條から第九條まで及び前條の規定を適用する。この場合において、第七條中「当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県知事」とあるのは、「運輸大臣」と読み替へるものとする。

第十三條 都道府県知事は、第七條に規定する報告書を受領したときは、運輸大臣の定める方法に従い、整理し、陸運局長を経由して運輸大臣に進達しなければならない。

附 則

1 この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 道路運送調査規則(昭和二十三年総理府令、運輸省令第五号)は、廃止する。

85 昭和27年1月10日 木曜日 官 報 第7500号

昭和27年1月10日 木曜日 官 報 第7500号 84

第一表

〇〇自動車運送事業路線表

種 別 区 間	道 路				一 般 用 自動車道	専 用 自動車道	其 他	計	摘 要
	国 道	府 県 道	市 道	町 村 道					
	km	km	km	km	km	km	km	km	
合 計									

備 考
 (1)この表は、事業の種類ごとに作成すること。
 (2)区間は、運行系統の如何にかかわらず、重複しないように記載すること。
 (3)キロ程は、小数点以下二位を四捨五入し、一位に止めて計上すること。
 (4)府県道には、地方費道を含むものとする。
 (5)路線を定めない事業にあつては、この表を省略すること。

運輸大臣あて
 自動車運送事業統計報告書
 年(上)期
 年月日
 日から
 日まで
 住所
 事業者名

第二号様式(用紙の大きさは、日本標準規格Aとする。)

第一表の二

〇〇自動車運送事業区域表

事 業 区 域					路 線 貨 物 集 配 区 域	摘 要
都 道 府 県	市	郡	町	村		

備 考
 (1)この表は、事業の種類ごとに作成すること。
 (2)一般路線貨物自動車運送事業を経営する者で、道路運送法第二十三條の事業区域の指定を受けた者は、その区域を路線貨物集配区域間に記載すること。
 (3)路線を定める事業にあつては、(2)に該当するものを除き、この表を省略すること。

第二表

〇〇旅客自動車運送事業運輸成績表

項 目 種 別	営業日数	延実働日車数	延総走行キロ	延実車キロ	延空車キロ	実車率	輸送旅客	送量	延輸送回数	営業収入		営業損益		一車一杆 当り	摘 要
										旅 客	附 随 貨 物	旅 客	附 随 貨 物		
被けん引旅客自動車及び普通旅客自動車	日	日車	km	km	km	%	人	輛	回	円	円	円	円	円	円
普通乗用自動車															
小型乗用自動車															
その他の旅客自動車															

備 考
 (1)この表は、事業の種類ごとに作成すること。
 (2)一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、輸送数量及び営業収入の旅客欄を、それぞれ定期及び定期外に分けて計上し、その計を併記すること。

第二表

運輸大臣あて

自動車運送事業概要報告書(貨物)

〇〇運送事業

年 月 日現在

(都道府県)事業者名

事業者名及び代表者名											
住 所											
設 立 年 月 日											
運 輸 開 始 年 月 日											
資 本 金 又 は 出 資 金		円									
決 算 期											
事業用固定資産総額		円									
営 業 所 名											
路 線	免 許 キ ロ	km	事業区域								
	運 行 キ ロ	km									
	休 止 キ ロ	km									
役 職 員 数	職 種 別	性 別	役 員	事 務 員	運 転 者	助 手	技 工	其 他	計		
			人	人	人	人	人	人	人	人	人
	男										
女											
計											
実 在 車 数	車 種 別	積 載 量 及 び 燃 料 別	平均積載量	ガソリン	軽 油	木 炭	薪	其 他 燃 料	計		
			トン	両	両	両	両	両	両	両	
	被けん引貨物自動車										
	普通貨物自動車										
	小型貨物自動車	四 輪									
軽貨物自動車	三 輪										
特殊自動車											
摘 要											

備 考
 (1)この表は、事業の種類ごとに作成すること。
 (2)法人の代表者は、その役名を併記すること。
 (3)資本金及び事業用固定資産総額は、三月が決算期でない法人にあつては、最近年度末現在を記載すること。
 (4)兼業のある場合で、役職員が兼務関係にあるときは、その業務量の多い方に記載し、業務量の少ない方にかつこ置すること。
 (5)摘要欄には、他事業の概要その他参考事項を記載すること。
 (6)個人及び公共団体たる事業者にあつては、この表に準じて作成すること。

第四表

〇〇自動車運送事業役員表

年 月 日現在

事業者名

役員	職別	人	給 與 月 額					摘 要	
			報酬又は給料	諸手当	諸 與	合 計	平均給與		
役 員	代表								
	常勤								
	非常勤								
	計								
員	監査役								
	小計								
	一 般 管 理	支配人							
		事務員	男						
			女						
		雑務手	男						
	運 送	事務員	男						
			女						
		運転者	男						
			女						
	員	車掌又は助手	男						
			女						
荷役手		男							
		女							
送 員	技工	男							
		女							
	雑務手	男							
		女							
小 計	男								
	女								
合 計									

備 考

- (1)この表は、事業の種類ごとに作成すること。但し、兼業のある場合で、役職員が兼務関係にあるときは、業務量の多い方に記載し、業務量の少ない方にはかつこ書すること。
- (2)年俸、日給等により給與を支給する場合には、月額に換算して計上すること。
- (3)日備者については、記載しないこと。
- (4)法人以外の事業者にあつては、この表に準じて作成すること。但し、個人及び公共団体たる事業者にあつては、役員の間を省略すること。
- (5)摘要欄には、運転者の最高年齢、最低年齢及び平均年齢を記載すること。
- (6)この表に労働協約書の写を添附すること。(労働協約書のないときは、その旨を摘要欄に記載のこと。)

第二表の二

〇〇貨物自動車運送事業運輸成績表

年 月 日から 年 月 日まで 事業者名

項 目	営業日数	延実走行キロ	延実車キロ	延空車キロ	延輸送回数	輸送量	営業収入	営業損益	一日一車当り				摘 要		
									走行キロ	輸送量	営業収入	営業損益			
被けん引貨物自動車及び普通貨物自動車		km	km	km	回	ト	円	円	円	円	km	ト	円	円	
小型貨物自動車															
その他の貨物自動車															

備考 この表は、事業の種類ごとに作成すること。

第三表

〇〇自動車運送事業事故表

年 月 日から 年 月 日まで 事業者名

事 故 種 別	件 数	内 訳										摘 要						
		死傷者を生じた場合		旅客		公衆		職員		合計			貨物		車 両			
転落		死	負	死	負	死	負	死	負	死	負	個	kg	個	kg	両	破	破
衝突																		
転覆																		
接触																		
火災																		
死傷																		
その他																		
計																		

備 考

- (1)この表は、事業の種類ごとに作成すること。
- (2)衝突には、汽車、電車、家屋、電柱等に衝突したものを含む。
- (3)二種類以上の事故が発生した場合には、その上位のもの欄に計上すること。
- (4)大破とは修理不可能の場合、中破とは修理しなければ使用不可能の場合、小破とはそのまま又は簡単な修理の程度で使用可能な場合をいう。
- (5)摘要欄には、損害賠償の額その他事業者の負担となつた損害の額を記載すること。

89 昭和27年1月10日 木曜日 官 報 第7500号

昭和27年1月10日 木曜日 官 報 第7500号 88

第二表
都道府県知事あて

貨物自動車輸送実績報告書 自動車使用者
年 月分 住所
氏名又は名称

事業項目	業 態 別	営 業 用					自家用	合 計	摘 要
		一般路線	一般区域	一般小型	特 定	計			
輸送品目	米	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	麦類その他の穀類								
	甘しよ及び馬鈴しよ								
	そ 菜 類								
	鮮 魚 介 類								
	その他の食糧品								
	石 炭								
	コ ー ク ス								
	亜 炭								
	木 炭								
	薪								
	石油類及び油脂類								
	木 材								
	石材及び砂利								
	セ メ ン ト								
鉄 鋼 及 び 機 械 車 兩 類									
目	肥 料								
	郵便新聞								
	ふ ん 尿								
	そ の 他								
計									
実在車数	普通車	両	両	両	両	両	両	両	
	小型車								
実働車数	普通車	両	両	両	両	両	両	両	
	小型車								
総走行キロ	普通車	km	km	km	km	km	km	km	
	小型車								
輸送トン数	普通車	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	小型車								
営業収入	普通車	円	円	円	円	円	円	円	
	小型車								

備 考
(1)前月に比し著しく増減のある場合には、摘要欄にその主因を記載すること。
(2)実働車数は、毎日の実働車数を累計し、その月の日数により除すること。

第五表

役員及び主な株主表
年 月 日現在 事業者名

取 締 役	職 名	氏 名	所有株式数	出 資 額	出資割合	摘 要
監 査 役						
主 な 株 主						

備 考
(1)役員欄には、社長、専務、常務等の別を明らかにすること。
(2)主な株主は、株式総数の百分の五以上を有するものを記載すること。
(3)所有株式に二以上の種類があるときは、種類別内訳を摘要欄に記載すること。
(4)株式会社以外の事業者(個人及び公共団体を除く。)にあつては、この表に準じて作成すること。

第三号様式
第一表

都道府県知事あて

自動車輸送実績報告書(旅客) 自動車使用者
年 月分 住所
氏名又は名称

種 別	燃 料 別	ガ ソ リ ン		軽 油		その他の燃料		合 計			輸 送 人 員	営 業 収 入	摘 要		
		実在車数	実働車数	総走行キロ	消費量	実在車数	実働車数	総走行キロ	消費量	実在車数				実働車数	総走行キロ
営業用	一般乗用	一般乗合	両	両	km	l	両	両	km	両	両	km	人	円	
		一般貸切													
		普通乗用													
		小型乗用													
		三輪小型乗用													
	特定旅客	二輪小型乗用													
		軽乗用													
		乗車定員十一人以上													
		乗車定員十人以上													
		乗車定員十人以下													
自家用	乗車定員十人以上	普通乗用													
		小型乗用													
		三輪小型乗用													
		二輪小型乗用													
		軽乗用													

備 考
(1)前月に比して著しく増減のある場合には、摘要欄にその主因を記載すること。
(2)実働車数は、毎日の実働車数を累計し、その月の日数により除すること。

昭27.1.10.

第 7500 号

91 昭和27年1月10日 木曜日 官 報 第7500号

昭和27年1月10日 木曜日 官 報 第7500号 90

第一表

自動車道事業路線表

年月日現在 事業者名

項目	区間	程				有効 幅員	路面		最急 勾配	最小 線径	橋り の耐 重	よ り の 荷 重	備 考
		道路 km	橋り ょう km	トン ネル km	計 km		舗 装	砂利 km					
開 業 路 線	供 用 中												
	小 計												
未 開 業 路 線	工 事 中												
	小 計												

第五号様式(用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。)

建
設
輸
送
大
臣
臣
あ
て

自
動
車
道
事
業
統
計
報
告
書

年
上
(下)期

年
年
月
月

日
か
ら
日
ま
で

住
所

事
業
者
名

備考 軒程は小数点以下二位を四捨五入して計上すること。

第一表

自動車道事業供用成績表

年月日から 年月日まで 事業者名

区 分	月 別		月 別		月 別		月 別		月 別		月 別		計	備 考
	数	円	数	円	数	円	数	円	数	円	数	円		
右	普通旅客自動車		普通旅客自動車		普通旅客自動車		普通旅客自動車		普通旅客自動車		普通旅客自動車		計	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切		
左	普通乗用自動車		普通乗用自動車		普通乗用自動車		普通乗用自動車		普通乗用自動車		普通乗用自動車		計	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切		
その他	普通貨物自動車		普通貨物自動車		普通貨物自動車		普通貨物自動車		普通貨物自動車		普通貨物自動車		計	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切		
その他	小型貨物自動車		小型貨物自動車		小型貨物自動車		小型貨物自動車		小型貨物自動車		小型貨物自動車		計	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切		
その他	小型乗用自動車		小型乗用自動車		小型乗用自動車		小型乗用自動車		小型乗用自動車		小型乗用自動車		計	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切		
その他	その他の自動車		その他の自動車		その他の自動車		その他の自動車		その他の自動車		その他の自動車		計	
	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切	乗合	貸切		
計	乗合		乗合		乗合		乗合		乗合		乗合		計	
	貸切		貸切		貸切		貸切		貸切		貸切			

第四号様式(用紙の大きさは、日本標準規格B6とする。)

運輸大臣
あて
建設大臣

自動車道事業概要報告書

年月日現在 (都道府県)事業者名

事業者名及び代表者名														
住 所														
設 立 年 月 日														
供 用 開 始 年 月 日														
資 本 金 又 は 出 資 金												円		
決 算 期														
事 業 用 固 定 資 産 総 額												円		
営 業 所 名														
料 金 徴 収 所	直 営												箇所	
	委 託												箇所	
路 線	免 許 キ ロ												km	
	開 業 キ ロ	供 用 中												km
		休 止 中												km
	未 開 業 キ ロ	工 事 中												km
		工 事 未 着 手												km
役 職 員 数	職 別	役 員	事 務 員	道 路 技 術 員	道 路 工 夫	通 過 車 両 人	通 過 車 両 人	通 過 車 両 人	通 過 車 両 人	通 過 車 両 人	通 過 車 両 人	通 過 車 両 人	計	
		男												
	性 別	女												
		計												
施 設	建 物	駐 車 場	給 油 所	信 号、通 信 及 び 照 明 設 備	そ の 他									
摘 要														

備考

- (1)法人の代表者は、その役名を併記すること。
- (2)資本金及び事業用固定資産総額は、三月が決算期でない場合に於ては、最近年度末現在を記載すること。
- (3)兼業のある場合で、役職員が兼務関係にあるときは、業務量の多い方に記載し、業務量の少い方にはかつこ書すること。
- (4)摘要欄には、他事業の概要その他参考事項を記載すること。

附属第一表

自動車運送事業その他経費明細書

年 月 日から 年 月 日まで 事業者名

科 目	金 額		摘 要
	運 送 費	一 般 管 理 費	
旅 費			
被 服 費			
水道光熱費			
備 消 品 費			
通 信 運 搬 費			
会 議 費			
交 際 費			
諸 手 数 料			
寄 附 金			
宣 伝 広 告 費			
図 書 印 刷 費			
修 繕 費			
保 險 料			
施 設 使 用 料			
雑 費			
計			

備考 運送費及び一般管理費の雑費の主な内訳を欄外に記載すること。

附属第二表

自動車運送事業人件費明細書

年 月 日から 年 月 日まで 事業者名

職 種 別	役 員		職 員		役 職 員 一 人 当 り 平 均 給 與 額	摘 要									
	取 締 役	監 査 役	計	運 転 者			車 掌、助 手 又 は 荷 扱 手	技 工	其 他	計	合 計	役 員	職 員	役 職 員 平 均	
人 員	通 常 給 與	基 本 給	年 額												
		家 族 給	年 額												
		其 他 給	年 額												
		小 計	年 額												
		超 過 勤 務	年 額												
		其 他 給	年 額												
		小 計	年 額												
		通 常 給 與 計	年 額												
		其 他 給 與	年 額												
		其 他 給 與	年 額												
合 計	年 額														

備考 (1)人員は三月三十一日現在を記載し、期間中の異動増減を摘要欄に説明すること。
 (2)基準賃金中その他は、年令給、乗務収入歩合、物価、年功加給、生活、出勤、職務、住宅、都市、被服、保険、地域差、能率等の各手当を含む。
 (3)基準外賃金中その他は、日宿直、特別出勤、特別勤務、走行キロ、代燃取扱、代勤、公傷、サービス、収入歩合、慰労等の各手当を含む。
 (4)役員の賞與は、本表に計上しないこと。

第六号様式

運輸大臣あて

自動車運送事業原価計算報告書

年 月 日から 年 月 日まで(都道府県)事業者名

〇〇運送事業

資本金 円、借入金 長期 円、事業用固定資産 円、実在車数 両、延実働日車数 日車

項 目	金 額	一車一キロ当り又は一日一車当り	摘 要
運 送 費	運 転 者	円	明細別表
	車 掌、助 手 又 は 荷 扱 手		〃
	技 工		〃
	そ の 他		〃
計			
燃 料 油 脂 費	ガ ソ リ ン 費		使用量()l 走行キロ()km
	軽 油 費		〃 () 〃 ()
	木 炭 費		〃 ()kg 〃 ()
	薪 費		〃 ()kg 〃 ()
	そ の 他		〃 () 〃 ()
油 脂 費		〃 ()l 一ヶ月走行キロ()	
計			
車 両 修 繕 費	外 注		修理工賃()円 部品その他()円
	自 家		部品その他()円
	新 品 採 入		価格×(総走行キロ÷耐用年数)×6=()円
計		実績()円 ()本分	
償 却 費	車 両		五ヶ年定率償却法によること。
	管 業 権		定額償却法によること。
計			
厚 生 福 利 費	厚 生 福 利 費		
	事 故 費		
	施 設 賦 課 税		明細別表
計			
運 送 費 計	運 送 費 計		明細別表
	人 件 費		明細別表
一 般 管 理 費	厚 生 福 利 費		
	償 却 費		
	道 路 負 担 金		一車当り負担金額×車両数()円
	租 税 公 課		明細別表
	そ の 他 経 費		〃
計			
一 般 管 理 費 計	一 般 管 理 費 計		
	支 拂 利 息		借入金額×利率=()円
支 出 計	支 拂 利 息		
	貸 倒 償 却 金		
支 出 計	支 出 計		
	支 出 計		
運 輸 収 入	運 輸 収 入		
	運 輸 収 入		
総 走 行 キ ロ			

備考 本表には、別表附属諸表を添附すること。

Table with columns for tax types (e.g., 所得税, 法人税) and amounts. Includes a header for '自動車運送事業者税額明細表'.

備考 (1) 形に準じては法人税... 各事業年度の普通の所得金額の100、自動車税何円と記載すること。

建設省令第一号 地方建設局組織規程(昭和二十四年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。

規則

地方財政委員会規則第一号 地方税法施行規則(昭和二十五年八月十九日地方財政委員会規則第五号)の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年一月十日 地方財政委員会委員長 野村 秀雄

第一号様式

給與支拂報告書

Form for '給與支拂報告書' with fields for date, location, and reporting details.

備考 1 この報告書には別表二通を添付すること。 2 ※印の欄は、報告者において記載することを要しない。

第一号様式別表

Table with columns for '給與支拂報告書' and '第一号様式別表'.

備考 1 ※印の欄は、報告者において記載することを要しない。 2 「備考」の欄には、老年人、痲瘋、勤労学生、不具者(本人が不具者である場合には「本人不具者」と、扶養親族に不具者がある場合には「扶養親族不具者」と記載すること。)

Table for '第一号様式之二 給與支拂報告書' with columns for recipient name, address, and amount.

備考 1 本報告書は給與者別に記載し、給與者一人につき二通提出すること。

2 ※印の欄は、報告者において記載することを要しない。 3 備考の欄には、老年人、痲瘋、勤労学生、不具者(本人が不具者である場合には「本人不具者」と、扶養親族に不具者がある場合には「扶養親族不具者」と記載すること。)

告示

電波監理委員会告示第十九号

国家公安委員会所属の長崎県警察本部佐世保支所無線局の呼出符号及び周波数は、昭和二十六年九月十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一五五号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

入設置場

移動体の種類 可搬
移動範囲 全国一円
常置場所 佐世保市天満町二四番地 東経一二九度四三分 北緯三三度一〇分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JOKR29 (注) AAA 五、九九五Kc 四、二〇〇Kc 水晶発振 一五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型、単線
十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

電波監理委員会告示第二十号 国家公安委員会所属の佐賀県東松浦地区警察署管内無線局の無線設備は、昭和二十六年九月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一五六号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六 通信の事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動範囲 全国一円
常置場所 唐津市大字唐津三〇六番地 東経一二九度五八分 北緯三三度二七分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JOLR27 (注) AAA 五、九八五Kc 四、二〇〇Kc 水晶発振 一五W

十 空中線の型式及び構成 逆L型、単線
十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

電波監理委員会告示第二十一号 国家公安委員会所属の鹿児島県鹿野地区警察署管内無線局の呼出符号及び周波数は、昭和二十六年九月十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一五七号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局

六 通 信 事 項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 全国一円
移動場所 鹿兒島縣鹿兒郡 東經一三一度〇〇分
川町五八二番地 北緯三三度三五分

九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式及び空中線電力
J Q O 1 2 7 (注) AA 一、二、一五五kc
四、四四五kc
二、〇〇〇kc

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

十二 電波監理委員會告示第二十二号

國家公安委員會所屬の鹿兒島縣出水地区警察署管内無線局の無線設備は、昭和二十六年九月十三日変更した。

電波監理委員會委員長 富安 謙次
昭和二十七年一月十日

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一五八号

二 承認を受けた者 國家公安委員會

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の各基地局及び各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 全国一円
移動場所 鹿兒島縣出水郡出水 東經一三〇度二分
町武木八〇四九番地 北緯三三度〇四分

九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式及び空中線電力
J Q O 1 2 5 (注) AA 一、一五五kc
五、四四五kc
四、二〇〇kc

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

十二 電波監理委員會告示第二十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員會委員長 富安 謙次
昭和二十七年一月十日

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年十一月二十四日 第五〇三三号

二 承認を受けた者 國家公安委員會

三 無線局の種類 固定局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の嶺北固定局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 高知縣長岡郡西農水村川戸二六〇番地 東經一三三度四分
北緯三三度四七分

九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式及び空中線電力
か 1 2 7 A 三 二、六九五kc 水島發振 終段陽極變調 八W

十 空中線の型式及び構成 逆L型

十一 運用許容時間 常時

電波監理委員會告示第二十四号

國家公安委員會所屬嶺北地区警察署無線局の通信の相手方は、昭和二十六年十一月二十四日変更した。

電波監理委員會委員長 富安 謙次
昭和二十七年一月十日

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年十一月二十日 第五〇一一号

二 承認を受けた者 國家公安委員會

三 無線局の種類 固定局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の川戸固定局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 高知縣長岡郡本山町木山三〇三番地 東經一三三度五分
北緯三三度四五分

九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
み ぬ きた A 三 二、六九五kc 水島發振 終段陽極變調 八W

十 空中線の型式及び構成 單條

十一 運用許容時間 常時

電波監理委員會告示第二十五号

昭和二十六年電波監理委員會告示第五九四号の無線局の電波の型式及び周波數は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

電波監理委員會委員長 富安 謙次
昭和二十七年一月十日

第九項中「A、A二、一五八〇kc」の次に「A、A二、一九〇五kc」を加え、「A一、A二、A三、一、九三〇kc」を「A、A二、A三、一、九五五kc」に改める。

●大藏省告示第三十六号
連合國財産の返還等に関する政令
(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第一号の規定により、シエル石油株式会社(神奈川県横浜市市中区山下町五十八番地)が有する左の財産に関する管理人 朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)と(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)を昭和二十七年一月十日に解任した。

昭和二十七年一月十日
大藏大臣 池田 勇人

種類 数量 所在地
十七棟鐵骨干 神奈川県横浜市
建物 四百八十六坪 中区仲尾台十六
九合四号 六番地

●大藏省告示第三十七号
連合國財産の返還等に関する政令
(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、管理人 朝日信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番地)に対し、その管理する左の財産を昭和二十七年一月十日にシエル石油株式会社(神奈川県横浜市市中区山下町五十八番地)に引き渡すことを命じた。

昭和二十七年一月十日
大藏大臣 池田 勇人

種類 数量 所在地
十七棟鐵骨干 神奈川県横浜市
建物 四百八十六坪 中区仲尾台十六
九合四号 六番地

●大藏省告示第三十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、倉吉信用組合第四回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十日
大藏大臣 池田 勇人

一 名称 倉吉信用組合第四回割増金附定期貯金

二 條 件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十一日から同年三月十一日まで。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十一日から同年三月十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級 割増金 当せんの数
一等 五、〇〇〇円 一
二等 一、〇〇〇円 二
三等 二五〇円 一〇
四等 一〇〇円 六〇
五等 四五〇円 九二七

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年三月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年三月十日

●大藏省告示第三十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、大阪産業信用金庫第四回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十日
大藏大臣 池田 勇人

一 名称 大阪産業信用金庫第四回割増金附定期貯金

二 條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十一日から同年三月十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇円 一
一等 一、〇〇〇円 四
二等 五〇〇円 一五
三等 一〇〇円 五〇
四等 五〇円 一五〇
五等 二五円 五〇〇
六等 一〇円 一、〇〇〇
七等 五円 二、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十二日

六 抽せん期日 昭和二十七年三月十二日

七 抽せん期日 昭和二十七年三月十二日

●大藏省告示第四十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、山形県農協お年玉付第四回みのり定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月十日
大藏大臣 池田 勇人

一 名称 山形県農協お年玉付第四回みのり定期貯金

二 條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十一日から同年二月五日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定め、お年玉賞は、重複当せんを認める。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇円 五
一等 一、〇〇〇円 一〇
二等 五〇〇円 二〇
三等 一〇〇円 四〇
四等 五〇円 八〇
五等 二五円 一六〇
六等 一〇円 三二〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年二月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年二月十日

●大藏省告示第四十一号
貯蓄証書の割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

昭和二十七年一月十日
大藏大臣 池田 勇人

一 名称 福島相互銀行第九回福定期貯金

二 條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年一月十一日から同年三月十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇円 一
一等 一、〇〇〇円 九
二等 五〇〇円 一八
三等 一〇〇円 三六
四等 五〇円 七二
五等 二五円 一四四
六等 一〇円 二八八

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日

六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日

第 7500 号

昭和27年1月10日 木曜日 官報 第7500号 104

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日現在

第一期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

流動資産	一、五〇、二七九、八八八
固定資産	四三三、一五〇、〇〇〇
負債の部(貸方)	一、九三三、四二九、八八八
流動負債	五五五、七六四、〇〇〇
固定負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
当期純利益	一、九三三、四二九、八八八

昭和二十六年十二月二十四日
三和商事株式会社

第二期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

流動資産	三、二九八、八五六、六一
固定資産	九六、二四七、七七八、二七
負債の部(貸方)	七五、八三六、七〇九、二七
流動負債	三、九〇四、三三八、九七
固定負債	三、九〇四、三三八、九七
当期純利益	九〇、〇〇〇、〇〇〇

昭和二十六年十二月二十四日
東京瓦斯電気工業株式会社

第三期決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

流動資産	七、一四五、七九〇、五八
固定資産	一、五五三、八〇〇、〇〇
負債の部(貸方)	二、二三八、一三二、九八
流動負債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
固定負債	一、二八八、一三二、九八
当期純利益	四、九四七、六五七、五〇

昭和二十六年十二月二十四日
東京瓦斯電気工業株式会社

第四期決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

流動資産	一、〇八八、四六七、二七
固定資産	八〇、四七〇、〇七二、一八
負債の部(貸方)	六〇、九八六、六六二、二
流動負債	一、〇八八、四六七、二七
固定負債	六〇、九八六、六六二、二
当期純利益	四、八五二、四八四、〇〇

昭和二十六年十二月二十四日
東京瓦斯電気工業株式会社

第五期決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

流動資産	一、九六五、〇六七、八四七
固定資産	一、六五七、〇四四、〇三三
負債の部(貸方)	五、六一一、八六五、〇〇
流動負債	九五一、九七五、三三二
固定負債	一、九四一、五五五、六六七
当期純利益	一、〇〇二、九八八、八八五

昭和二十六年十二月二十四日
三建工業株式会社

第六期決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

流動資産	一、〇八八、四六七、二七
固定資産	八〇、四七〇、〇七二、一八
負債の部(貸方)	六〇、九八六、六六二、二
流動負債	一、〇八八、四六七、二七
固定負債	六〇、九八六、六六二、二
当期純利益	四、八五二、四八四、〇〇

昭和二十六年十二月二十四日
東京瓦斯電気工業株式会社

時の法令解説

六三制教育改革の方向

六三制は今後維持されるか、また、維持されるとすればどうあるべきか、政令諮問委員の答申案の解説、自主権を回復した渡航行政、衆院解散をめぐる論争、佐藤功

映画 繁昌記 (時の) 稲葉秀三
喧嘩ともだち (随筆) 神近市子
逮捕と監禁 (刑法の) 植松 正
家庭事件の処理 (民法の) 片山義雄

解散団体財産売却公告(第三百十三回)

一、売却物件
(一) 建物木造瓦葺二階建一棟(延一四六・七五坪(B八五五・六))
(二) 土地(地上建物がある) 九三・五七五坪(L一八三)
(三) 土地(空地) 七六・二〇坪(L一八)

(注)右(一)の建物は現在労働省の職員寮として使用中であるが昭和二十

昭和二十六年十二月八日会社その他の公告欄一四七頁五段芝浦共同工業株式会社の決算公告十八行当期純利益金「五九四、二四一、五三二」は「五四九、二四一・五三二」の、同一四八頁四段旧芝浦共同工業株式会社の決算公告十八行合計「六五、二九八、八八四・二〇」は「六五、二九八、八八四・二二」の、同二十四行支拂勘定「一七、一一一、三四四・三〇」は「一七、一一一、三四四・三〇」のいずれも誤植

定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費
但し、会社解散後、清算組合に引き継がれたものは、
定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費
但し、会社解散後、清算組合に引き継がれたものは、
定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費
但し、会社解散後、清算組合に引き継がれたものは、

東京都新宿区原町三丁目八十四番地(七四・一三坪)及び同若松町八番地四の土地(三四・八三坪)は既に売却した同原町三丁目八十四番地一の一の土地及び同若松町八番地六の土地の各買受人及び(注)乃至(四)の各買受人の共有地として、その持分七分の一(持分は均分)あてをそれぞれ各掲記の土地に併せて売却する。